

第3回黒潮町農業委員会（5月定例会）議事録

1. 日 時 令和4年5月6日（金） 午後2時00分～午後4時3分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**（13人）
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 江口千寿、4番 山下理恵、
5番 濱口佳史、6番 金子俊博、7番 橋田美和、9番 松本昌子、
10番 垣谷征志、11番 酒井幸男 12番 福留康弘、13番 ハジィフ泉、
14番 吉尾好一
【推進委員】（7人）
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 若藤陽介、5番 小橋誠一、
6番 尾崎澄夫、7番 西村節男
（事務局：事務局長 渡辺、書記 藤本）
4. 欠席委員 **【農業委員】**（1人）8番 伊芸精一
【推進委員】（1人）4番 宮川建作
5. 議事日程
 - （1）出席委員の確認及び議事録署名人の指名
 - （2）各議案の審議
議案第1号 農地法第3条許可申請（農業委員会会長許可）について（4件）
議案第2号 農地法第4条許可申請（県知事許可）について（1件）
議案第3号 非農地証明願いについて（2件）
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
議案第6号 黒潮町の職員等からの通報等への対応手続に関する要綱の一部を改正する訓令について
 - （3）その他の討議・報告事項について

議 長 予定の時間もきましたし、予定の人員もそろいましたので、これより5月の定例会を始めたいと思います。黒潮町でもぼつぼつオミクロンの患者さんが出ておりますが、Ba2という、また新たな株で、ちょっとなかなか減りもしませんが、皆さん十分に気を付けていただきたいと思います。また早稲の田植えもぼつぼつ済んだ頃かと思いますが、また長手のしつけ等いろいろ忙しい時期でもありますので、体に気を付けてまた頑張ってくださいと思います。

それではさっそく定例会を始めたいと思います。今日、欠席が2名おりまして、〇〇さんと〇〇君が欠席ということでございますが、会の方としては成立しております。それで、今日の議事録の署名人ですが、〇〇さんと〇〇さんをお願いしたいと思います。それでは早速、議案に入りたいと思います。議案に入りますまでに、ちょっと課長の方を紹介したいと思います。川村課長に代わりまして、新たに事務局長として渡辺課長ですかね、今度就任されました。推進委員会さんの方が初めてであろうかと思うので、一応課長の方から自己紹介をお願いしたいと思います、

事務局 みなさんこんにちは。この4月より農業振興課長をさせていただきます〇〇と申します。初めての部署で戸惑いだらけですけれども、みなさまにいろいろ習いながら頑張っていきたと思っております。よろしくお願いします。

議 長 それでは、〇〇課長と〇〇君と頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。それでは早速、議事に入りたいと思います。それでは、議案第1号農地法第3条許可申請につきまして4件でしておりますが、1番より事務局の方で説明をお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。まず1ページをご覧ください。議案第1号農地法第3条、耕作目的による農地の権利移動です。4件でています。

まず番号1番、譲渡人〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。申請地、黒潮町拳ノ川字長瀬、畑91㎡。理由としましては所有権の移転、売買とのことです。

3ページからをご覧ください。まず航空写真ですけども、場所がですね、こぶしのさとがあつて、川をはさんで裏側の農地になります。申請地のちょっと右っかわに見えていますオレンジ色のような建物、これがこぶしのさになります。

続きまして、4ページが同じくゼンリンの地図となっています。

5ページの方が拡大の航空写真です。農地がちょっと三角のような形になってるんですが、これが一つの農地が分断されていますが、これすべてですね、同じ方が耕作をしているとのことです。

6ページが構図となっています。

7ページが現況写真となっております。この後ろに見えている建物が、こぶしのさ

とです。

続きまして、8 ページが農地法第 3 条の調査書になっておりますので、読み上げさせていただきます。議案第 1 号受付番号 6 番、譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さん、まず第 2 項第 1 号の全部効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、ご本人と奥さまとなっております。所有機械として、トラクター 1 台、運搬車 1 台、消毒機 1 台、軽トラ 1 台、草刈り機 1 台となっております。第 2 号農業生産法人以外の法人に関しましては、譲受人は個人でありますので、適用はありません。第 3 号信託につきましては、こちらも適用がありません。第 4 号農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、従事するものと見込まれます。年間 200 日以上農作業従事日数となっております。第 5 号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積 30 a を超えております。今回の取得分を含めて 4,832 m²となっております。第 6 号転貸禁止につきましては、該当がありません。第 7 号地域調和につきましては、所有権移転後は、野菜の栽培を予定しており、周辺農地への影響はないと考えられます。この他にもニラなどを栽培している方で、昨年中に荷稻で利用権の設定があった方です。

事務局からは以上です。

議 長 今事務局の方より説明が終わりました。担当委員さんの方で補足説明があればお願いします。〇〇さんですか。

〇〇委員 はい、補足説明をいたします。まず 5 ページを見てください。5 ページ目にある三角の赤い線で囲んだ分が、今度の申請地の分です。そしてその裏側にある白い建物だと思いますけれども、この畑以外はですね宅地になっているようです。本人の確認はとっていないですけども、行政書士の〇〇さんが両方の代理人ということで、〇〇さんに話を聞いてきました。そしてこの白い建物なんかも現在何もないんですけれども、ここ将来的には家を建てたいと、自分の家を建てたいということで、この土地を取得したようです。現在は、奥さんの方の実家の方、おじいさんのおったところの家におりますけれども、この宅地として残っちゃうところに家を建てて、この今度取得する分は畑にすると。そのような話でした。それであの、ここは昔豚舎があったところで、豚舎と倉庫があったように思いますけれども、宅地になっておるといことです。問題はないと思いますので、審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい。今、〇〇さんの方からも説明がありましたが、これ以外のところは宅地ということでございますが、この件につきまして、質疑質問等ある方は挙手願います。

現在この三角のこの今回収得点は、畑になっちょうがよね。

〇〇委員 そう、今まで畑で残っちょうがよね。農地で残っちょう。今、7ページを見たら、ちょっと段差がありましたので、家を建てると同じ高さになるように埋めたがやと思いますけれども。結構裏の土地が広いので、裏側の宅地の分へ入れよったらという意味だと思います。

議 長 何か、この件につきまして質問ありませんかね。ないですかね。ないようでしたら承認を受けたいと思います。農地法第3条許可申請の1番につきまして承認をされます方は挙手をお願いします。

はい、挙手全員です。

第3条許可申請の1番につきましては、承認をされました。

続きまして、3条許可申請の2番、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 また1ページの方をお願いします。

番号2番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町佐賀字橋サコ丸田、畑143㎡となっております。理由としまして、所有権の移転、売買となっております。

9ページからをお願いします。まず、航空写真なんですけども、馬地です。馬地橋を渡ってですね、北の方に行きまして、ちょっと山の斜面の麓になっている場所です。10ページが同じくゼンリンの写真となっております。こちらの申請地ですね、前っかわに家がありますが、こちらが申請者のご自宅となっております。〇〇をしている方なんですけども、昨年中に今回申請中のすぐそばを同じく3条で取得されておりまして、一体的に管理されているということのようです。

11ページの方が拡大の航空写真です。ちょっと航空写真が古いので、ご自宅の方がここには見えませんがですけども、〇〇にですね、今自宅が新築されて、そちらの方にお住まいがあります。

12ページが構図となっております。この構図で言いますと、昨年中にですね、2607-5を確か取得されたと記憶しています。

13ページが現況写真となっております。こちらですね、ご本人が果樹の栽培、キウイとかミカンなどをここに植えているようです。

14ページが第3条調査書となっておりますので、読み上げさせていただきます。譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。第2項第1号の全部効率利用につきましては、譲渡人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、ご本人と奥様となっております。所有機械として、耕

運機1台、草刈り機が2台となっております。第2号農業生産法人以外の法人に關しましては、適用はありません。第3号、信託に關しましても適用はありません。第4号農業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事するものと見込まれます。年間150日以上農作業従事日数となっております。第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えております。今回の取得分を含めて3939平米となっております。第6号転貸禁止に關しましては、該当はありません。第7号地域調和につきましては、所有権移転後は、引き続き果樹の栽培を予定しており、周辺農地へのj影響はないものと考えられます。こちらですね、先程も申しましたとおり、同じく3条申請で周辺農地も取得されて、この辺り一帯、山林なども伐採してきれいに管理していただいておりますので、問題はないというふうと考えられます。

事務局からは以上です。

議長 はい。今事務局の方より説明が終わりました。担当委員さんの方で補足説明があれば、お願いします。これ〇〇さんですかね、〇〇さんお願いします。

〇〇委員 先日譲受人の〇〇さんにおうて、いろいろ話を聞いてきたのですが、11ページと12ページをちょっと見てもらいたいがですが。事務局の説明がありましたが11ページの航空写真ですが、ちょっとこの写真が古いがで、この現在〇〇さんここに自宅を建ててるわけですが、この写真には載ってないわけですが。12ページの〇〇、ここが〇〇さんの宅地、それでここへ居宅を建てて、それから庭とか車庫を作っちゃおうわけですが、この山手の方の〇〇、それから〇〇、これすでに〇〇さんが畑として、購入して、現在畑として耕作しております。

それで、今回申請あるのは、〇〇ですが、この分を購入したいということで、申請があがってきたわけですが、購入後は畑として耕作したいということです。それと、11ページの航空写真を見てもろうたら分かるように、この家の周りと今度購入する畑と山に囲まれておるわけです。〇〇さんとしては、ここを購入して、木の伐採うか、木が大きになったら家に邪魔になるから、木の伐採したということで、できたら自分のもんにしていざれも、気兼ねなく木が切れるようにしたいということですので、ひとつご検討願いたいと思います。

以上。

議長 はい、今〇〇さんの方からも詳しい説明がありましたが、この件につきまして何か質疑、質問ある方挙手願います。13ページのこの奥の方になんか、家みたいなもんがある、これが自宅ですか。

事務局 そうですね、この右奥に見えてるのが。左側が山側の斜面になっている。

議長 こう見るわけよね。

事務局 そうですね。

議長 何かありませんかね。

特に問題ないように思いますけれど、何かありませんかね。はい、ないようでしたら、承認を受けたいと思います。3条許可申請の2番につきまして、承認をされます方は挙手願います。

はい、挙手全員です。

第3条申請2番につきましても承認をされました。

続きまして、第3番願います。

事務局 はい、すみません。また1ページをお願いします。

番号3番。譲渡人、〇〇〇〇さん、譲受人、〇〇〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町入野字霜月田、田、912㎡。理由としまして、所有権の移転、売買とこのことです。

15ページからをお願いします。まず、航空写真ですけども、場所がですね、田の口分岐の今は県道ができて田野浦の方に入っていく場所になります。申請地の左側に見えてる建物が、申請者〇〇さんのご自宅になりますので、そのすぐ隣ということになります。

16ページが同じくゼンリンの図面となっております。

続きまして17ページが拡大の航空写真です。

続きまして、18ページが同じく構図となっております。

次行きます。19ページが現況写真となっております。今現在ですね、ちょっとこちら耕作はしてないようなんですが、以前まで〇〇さんという方が、タバコの耕作をここでしていたようで、今は耕作を辞めているという状況のようです。

続きまして、第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。第2項第1号全部効率利用につきましては、譲渡人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業従事者として、ご本人とお父さんとなっております。所有機械として、軽トラ1台、トラクター1台、管理機1台となっております。第2号農業生産法人以外の法人に関しましては、適用がありません。第3号信託につきましても適用がありません。第4号農作業常時従事に関しましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数につ

いて農作業に従事すると見込まれます。年間 200 日以上農作業従事日数となっております。第 5 号下限面積に関しましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積 30 a を超えております。今回の取得分を含めて 1 万 2,629 平米となっております。第 6 号転貸禁止に関しましては、該当がありません。第 7 号地域調和に関しましては、自宅に隣接する農地であり、地元の農家と協議しながら営農をするので影響はないものと考えられます。

事務局からは以上です。

議 長 はい、事務局の方より説明がありましたが、担当委員さん、これは〇〇さんですかね。〇〇さん、お願いします。

〇〇委員 はい、補足説明させていただきます。先日、〇〇さんの方とお話をさせていただいたんですけども、今現在この辺りに役場の方が盛土を土を持ってきてるので、そこに擁壁を建てる予定だそうです。擁壁を建てて将来は、1, 2 年以内ではない、長い目で見てちょっと将来なんですけども、ハウスを一応建てる予定にはしているそうです。とくに、問題はないと思います。

よかったら承認の程よろしくお願いします。

議 長 はい、今、〇〇さんの方からも説明がありました。将来はハウスを建てたいという事でございますが、何かこの件につきまして質疑、質問ある方挙手願います。

周辺の農家と協議をしながらということやけど、どういうことやろうか。田んぼとして、盛土しちょうがよね。

事務局 たぶん、高さを合わせてゆくゆくは畑にあげたいのではないかと。

〇〇委員 園芸施設を建てたいみたいな感じだったので、何をするかそこまではまだ展望はないそうです。

議 長 今のとこまだ、土をまだ盛りようということ。

〇〇委員 そうですね、擁壁をして何か一応計画はあるようです。

議 長 何か他にないですかね。ないですかね。ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

3 条許可申請の 3 番につきまして、承認をされます方、挙手願います。

はい、挙手全員です。

3条許可申請3番につきましても、承認をされました。

続きまして、第3条許可の4番。事務局の方より、説明をお願いします。

事務局 また、1ページをお願いします。番号4番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんとなっております。申請地としまして、黒潮町加持字三島、田、2,000㎡、同じく字三島、田、1,274㎡となっております、隣接する2筆となっております。こちらの譲渡人さんの方が、先月もですね、この3条申請があがってまして、娘さんへの相続という形で、農地の譲り渡しがあがっておりました。理由としまして、所有権の移転、贈与となっております。

21ページからお願いします。まず、航空写真なんですけども、加持の奥に入っていくとどこにあります。基盤整備した広い農地となっております。隣接する2筆となっておりますので、こちらに1番と2番が固まっております。

続きまして、22ページがゼンリンの地図となっております。行政区でいうと田村になるとのことです。続きまして、23ページが拡大の航空写真となっております。

同じく24ページが構図となっております。

続きまして、25ページが現況写真となっております。

26ページが第3条調査書となっておりますので、読み上げさせていただきます。譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。第2項第1号の全部効率利用につきまして、譲渡人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、ご本人と姪御さんとなっております。所有機械として、軽トラ1台、トラクター1台、管理機1台、コンバインが1台、田植機1台となっております。第2号農業生産法人以外の法人につきましては、適用がありません。第3号、信託に関しましても適用はありません。第4号農業常時従事に関しましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。年間200日以上農作業従事日数となっております。第5号下限面積に関しましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えております。今回の取得分を含めて3,739㎡となっております。第6号転貸禁止に関しましては、該当はありません。第7号地域調和に関しましては、これまでも耕作していた農地であり、引き続き同様の耕作を行うので周辺への影響はないと考えられます。こちらが、これまできゅうりを作っていたようです。こちらに関しましても引き続き耕作を行うので問題はないと考えられます。

事務局からは以上です。

議長 はい。今事務局の方より説明が終わりましたが、担当委員さんの方で補足説明、はい、〇〇さん。

〇〇委員 先日、〇〇さんの方と直接会ってきて話を聞いてきました。〇〇さんがいうには、23 ページをみてもらったら、ハウスと田んぼがありますが、下の方は自分が米を作っていたそうです。ハウスの方はショウガ植えていこうことでした。別に今までも米は作ってるんで、ショウガも作りたいということで、特に問題はないと思いますので、承認お願いします。

議 長 はい、今〇〇さんの方からも別に問題ないということでございますが、この件につきまして、何か質疑、質問ある方挙手願います。

〇〇君。

〇〇委員 1 ページのとこの理由のところですけど、贈与っていうたら、前にでちよったときも贈与。同じ土地で、今回もそう。

事務局 娘さんへの贈与で、今回はご兄弟になる方への贈与らしいです。

〇〇委員 兄弟へあげる。〇〇さんと〇〇さんは兄弟になる。

事務局 姉妹になる、そのようです。

議 長 はい、〇〇さん。

〇〇委員 〇〇さんの子どもが姪になるそうなんです。

事務局 そうですね。〇〇さんからみて姪御さんなる。

小橋委員 〇〇さんと〇〇さんの子どもと一緒に作っている。

事務局 そうですね。

議 長 〇〇ではなくて〇〇ということ。

事務局 〇〇です。

議 長 〇〇君いいですかね。

〇〇委員 はい。

議長 他に何かありませんかね。ないですかね。今まで通り耕作するということがございますが。ないようでしたら、承認を受けたいと思いますが。

それでは3条許可申請の4番につきまして承認をされます方、挙手願います。

はい、挙手全員です。

3条許可申請の4番につきましても承認をされました。

続きまして、議案第2号農地法第4条許可申請につきまして一件でております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局 すみません、2ページをお願いします。議案第2号農地法第4条農地の転用による許可申請1件でております。番号1番申請人、〇〇〇〇さん、申請地、黒潮町馬荷字畝崎、畑、363㎡のうち15.2㎡です。申請理由としまして、墓地を設置するためとのことです。

27ページからお願いします。場所ですけども、中馬荷の集落になりまして、申請地のあるちょっと左下ぐらいに見えているこの建物が申請者のご自宅になっています。かなり馬荷に入ってしまったところです。

同じく28ページがゼンリンの図面となっております。

29ページが拡大の航空写真です。こちら、筆としてはですね、隣の30ページの構図にあるように、こうLのような形になっているんですが、墓地を設置するためというので、この一角15.2㎡のみの転用ということなんです。

続きまして次の31ページからが土地利用計画図などになっています。こちらがですね、墓地敷地の方が、約50cm高くしましてコンクリート打設を行い、昇降の階段をつけるとのことです。その周辺は既存の土壌へちょっと植栽が、この前に見えていますけれど、植栽を行う予定とのことです。

32ページの方が、排水計画なんですが、雨水については、既存側溝への排水と自然浸透によるとのことです。既存の側溝、その墓の裏側についていますが、背後にあるこの急傾斜の事業の際に敷設したものとのことです。背後が山になっていますので、そちらの山沿いに側溝がつけられています。

33ページが完成のイメージ図となっております。続きまして、34ページが現況写真です。これですね、ご本人が先にちょっと転用許可が必要だったというを知らなかったということで、ちょっと基礎を作ってしまったようです。なので、ちょっと声掛けがあって先に転用許可が必要やということで工事を辞めて、この手続きをしてくれたということなんですけども、今後そういったことがないように気をつけたいということで、一応お声もありました。

こちらの方、資金計画に関しましては、墓地設置費用としまして70万円となって

おり、すべて自己資金とのことです。

隣接農地の同意に関しましては、申請者と同居の母名義の土地となっているところが、隣接しているようなんですけれども、同居のお母さんですのもう同意は不要とのことです。

墓地の設置許可についても幡多福祉保健所と手続き中であり、許可見込みとのことです。

事務局からは以上です。

議 長 はい、今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明、○
○さんお願いします。

○○委員 事務局の方から大変詳しい説明がありましたが、5月1日の日に推進委員の○○
さんと現場を見に行きました。本人には会ってませんが、留守で会えませんでした
が、二人の話し合いで、この墓地が建つところから、上の家、下の家100m以上
離れておりますので、問題なからうと。それからまた行政書士さんもここ入っ
てもらっておりますので、多分問題ないことだとありまして、了解をお願いします。
以上です。

議 長 はい、○○さんの方からも特に問題ないと思うというようなことございまし
たが、なんかこの件につきまして質疑、質問ある方举手願います。

○○委員 これ、欲いうたら、もう上へ据えるだけになっちょうけんね、基礎ができて。
じゃけんもうどこでもやりようことだけど、○○ゆうたかね。

事務局 ○○をされているようです、ご自身が。

○○委員 知らんことはないと思うんやけど。こういうことらも。一応注意するばでもし
ちよかんと。本来やったら始末書もみたいなもんやろうけど。届け出出した時。

議 長 まあ上を据えてないというだけでも。もう墓地に作っちゃったらもう始末書やろ
うけど。

事務局 始末書というか、顛末みたいな形で一筆書いて出していただいていたんで
ね、今後は気をつけたいということでは。

○○委員 これが出来ちょうということだけのことで、あとはもう100m人家もないし、大

丈夫やろうとは思う。

議 長 これはどこのへんなが。

〇〇委員 道路の方から見えんけんね。

議 長 どっちの方になるが。中馬荷の栗の。

〇〇委員 〇〇があったやろ。〇〇に。その一軒ここか。

議 長 左側へ奥に入ったとこ。

〇〇委員 奥入らんずつにね、道路沿い。墓のとは奥になるけど。じゃけん見えなね。

議 長 だったら、普通他の人家からは隠れちゃうということか。

事務局 拡大の写真でいうと、これがその道路。

〇〇委員 あこのハウスの団地あるやいか。何団地かね。馬荷の方の。あれの手前やけんよ。

議 長 特に問題ないと。保健所の方も許可あるような方向ということということで、墓の場合は保健所の許可もいるけん。特に問題ないと担当委員さんの方からの説明もありましたが、何か。ありますか。ないですか。

ないようでしたら、この4条許可申請に承認を受けたいと思いますが。第4条許可申請の1番につきまして、承認をされます方、挙手願います。

はい、挙手全員です。

4条許可申請につきまして、承認をされました。

それでは議案第3号非農地証明願いについて、2件でております。1番より説明をお願いします。

事務局 また2ページをお願いします。議案第3号非農地証明願いです。まず番号1番。願出人、〇〇〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町下田の口字コエト、畑、54㎡。同じく下田の口字コエト、田、144㎡。同じく下田の口字モトミ子、畑、233平米。同じく下田の口字モトミ子〇〇番地、畑、77平米。同じく下田の口字モトミ子〇〇番地、畑、32㎡です。願出理由としまして、50年以上耕作していないた

め、現在は山林となっているとのことでした。

35 ページからをお願いします。まず航空写真ですけども、ごめんなさい、ちょっとやっぱり、航空写真が古くて県道が通っていないので、イメージがしづらいかもしれません。36 ページがゼンリンの図面となっておりますので、こちらの方をご覧ください。両方とも県道から少し入ったところにありまして、向かい合わせみたいに近い場所にはなっております。

37 ページが拡大の航空写真です。願出地 1 番、2 番とそれから 3、4、5 番でかたまっております。

38 ページからが構図となっております。まず 1 番と 2 番が 38 ページです。続きまして、39 ページが 3、4、5 番となっております。40 ページからが現況写真となっております。まずこれが、一番の筆なんですけども、これの写真でいうとこの奥側に、2 番の筆があります。次の 41 ページが 2 番の筆となっております。これがですね、もともとこの写真の奥にあるような山林だったんですけど、関係者で草刈りをして、木の伐採などもしてちょっとこちら、すべてこういう風に整えたということのようです。ただ、この写真の左奥の方に見えますように大きい木なんかもたっていてですね、かなり山林化は進んでいる場所のようです。

42 ページが、3、4、5 番の現況写真となっております。下に見えている道が町が設置した避難道のようなんですけども、そちらに隣接しておりますこの農地については、木が生えてほとんど山林化している状況です。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明があればお願いします。これは、〇〇さん。

〇〇委員 本人にはちょっと会えなかったんですけど、どういうたらしいんかね、41 番と 42 番この間にバイパスが通っているような状態で、畑田としてはきびしいと、この見たなりの現況です。

事務局 位置的にはですね。37 ページの拡大の航空写真があるんですが、これで 2 つに分かれているんですが、この間をちょうど県道が通っているというような位置関係になります。

議 長 これは前におうたところ。屯所の。

事務局 そうです。〇〇さんと会った、あそこです。

〇〇委員 この辺が、〇〇を作るあそこの中心地くらいになるのではない？

議 長 あそこの反対側の方で。

〇〇委員 これは何か業者入ってなかったかね。

事務局 〇〇のときです。

議 長 今回でてきたところは違う場所なが。

〇〇委員 これは個人できちよるけど。前に出てきた

議 長 〇〇の方から前にいっぺんでちょっとね、やまったけんど。

〇〇委員 一回でよかったろ。

事務局 この写真でいうと37ページのがでいうと、3、4、5番のちょっと上あたりが、その言いよった〇〇のそこやないかと思えます。

議 長 現在、田野浦に行くバイパスがあらあね。あそこの道の今の田の口の分団屯所からちょっと50mぐらい田野浦の方に寄ったとの左右、あそこのあたりやけども、ほとんどこないだちらっと〇〇おったのでなしよ言うて見たときも、ほとんどもう山。耕作は全然してないような状況、自分もちょっと見ましたけんど。道がついちょうが。自分は3、4、5はちょっと見ましたけんど、ほとんど山林で農地ではないというようなことで、これはもう非農地やねということで判断をしましたけんど。

まあ何かこの件につきまして、質問ある方挙手願います。これは何か他に欲しい人があるようなことを言いよったけんど、あの人じゃないが。

事務局 他に非農地証明の後は売買をするようですね。

議 長 どういう風になるがよ。

事務局 売買後は取得する方は、ちょっと避難道らも近くにあるので、そういった場所で活用出来たらいうて、個人さんながですけど、そういう想定はしようようです。

議 長 特に問題はないわね。

事務局 そうですね。

議 長 何かないですかね。なんか非農地証明後は売買みたいですけど。近くの方が欲しい人があるというようなことですが。

ないようでしたら、承認を受けたいと思いますが、いいですかね。

この非農地証明願いの1番につきまして、承認をされます方挙手を願います。

はい、挙手全員です。非農地証明願いの1番につきましては承認をされました。

続きまして、非農地証明願いの2番。事務局の方より説明をお願いします。

事務局 また2ページをお願いします。非農地証明願い番号2番、願出人、〇〇〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町佐賀字ゲシヤシキ、田、326平米。同じく字ゲシヤシキ、田、118㎡です。願出理由としまして、約30年前まで耕作していたが、体調等の理由により農業をやめた。現在は、草木が繁茂している状況であるとのことです。

43ページからお願いします。まず、場所なんですけども、国道から馬地橋を渡って馬地の集落に入っていたところですよ。

44ページがゼンリンの図面となっております。このあたり田んぼがあるんですが、新しい住宅がですねちょっと建ってきて、ちょっとした住宅街のようになってきているところです。昨年中も、ここの場所の向かい側あたりに、5条申請で新しい住宅が建ったという場所もあります。

45ページが拡大の航空写真です。同じく46ページが構図となっております。

続きまして47ページが現況写真となっております。非農地証明後は売買を予定しているとのことですよ。事務局からは以上です。

議 長 はい。今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あれば、お願いします。これは〇〇さんですか。

〇〇委員 僕の担当区じゃけんどね、えらいすみません、先程の議案1号の〇〇さんと同じ集落ですが馬地というところですが。現地は分かるわけですが、本人も話を聞いてないし、えらい申し訳ありません。

議 長 〇〇君の方ではないかね。

〇〇委員 町外の方なので、ちょっと連絡とれなかったがですけど、現地だけは一応確認して、見たまんまです。問題はないと思います。審議の方はよろしくお願ひし

ます。

事務局 売買後は住宅を新築予定ということです。

議長 何かその点につきまして、質疑質問ある方挙手願います。宅地にしたいということですが。

〇〇委員 〇〇さんが宅地にしたいということやろか。

議長 売りたいと、売買したいと。多分、売買の立て札が立っちょうみたいな。不動産がはいっちょうみたいな。まあ写真見る限りではまだ非農地としてはちょっと早いけど、あたりがもう、ほとんど宅地ながやし、田としてはなかなか機能せん。畑にでもゆうがやったらまだ分かるけど。樹木でも植えればやけど。どうですかね。質疑質問ありませんかね。ないですかね。

ないようでしたら承認を受けたいと思います。この非農地証明願いの2番につきまして承認をされます方、挙手願います。

はい、挙手全員です。

非農地証明願いの2番につきましても承認をされました。

続きまして議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 ごめんなさい。この第4号ですね、いつも通り利用権の設定を予定しよったがですけど、今回まったくゼロやってですね、今回はすみません、議案第4号がありません。

議長 議案第4号はないそうでございますので議案第5号。認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 すみません、今日お配りしました議案第5号と書かれたこの縦に印刷した資料をお願いします。ちょっと今回初めてご覧になる方も多いと思いますので説明をさせていただきますと、町内の認定農業者においてですね、高額の施設整備を行う際の農業経営改善資金借入という制度があります。その借入を実行するには、農業委員会での承認が必要とされておりますので、今回1件あがってきております。この農業経営改善資金というものがですね、農林水産省の制度となっておりますので、町内の認定農業者の方を中心に活用いただいている制度となります。その審議を農業委員会において行っていくこととなっております。

早速ですが、1ページから説明させていただきます。2ページをお願いします。申請者が〇〇〇〇さんという方です。この方がですね、ご住所、〇〇ながですが、町内で利用権の設定をして耕作をされております。今回の借入金額に関しまして、2ページの中段あたりからながですが、〇〇となっております。最終償還期限が、〇〇となっております。元金の償還額に関しまして、〇〇となっております。その下がですね、借入に関する事業計画となっております。事業としまして、ネポン・ハウス加温機が2機、煙突セットが2機となっております、そのさらに下資金計画とありますが、こちらが〇〇となっております。このうち借入金が〇〇となっております。

続きまして、3ページと4ページがご本人の経営の改善資金計画書となっておりますが、こちらちょっと説明を省略します。

7ページをお願いします。これがですね、〇〇となっております。

続きまして、9ページが見積書となっております。

11ページが納税証明で滞納がないことの証明となっております。12ページ目からカタログとなっております。そうですね、こういったことでその補助金等を活用しながら、こちらの借入を申し込まれておりますので、こちら資金計画書なども出されているので、適正に借入、そして償還ができるだろうということで、農業委員会でも判断してですね、承認をしていけたらというふうに思います。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。この借入金につきまして何か質疑質問ある方、挙手願います。はい、〇〇君。

〇〇委員 7ページも、8ページもそうなんですけど、補助対象経費が〇〇なってますがね、この〇〇はどっからでる。2ページの加温機2機で〇〇ですけれど、どこから〇〇になっちゃうか。

議 長 これは、前は〇〇を上限というがやなかったかね。〇〇に対する25%の補助みたいななかったかね。ハウス整備事業に関しては。黒潮町が25%で、それから農協が5%と。それで30%というがやなかったかね。これがあがっちゃうがやろうか、〇〇に。上限が。課長どうぞ。

事務局 上限額ですね。〇〇が上限いっぱいいっぱいまで。

議 長 上限が〇〇になった。今まで確か〇〇やったと思うね。〇〇あがって〇〇に上限になったと。

事務局 より手厚くなったとというふうに解釈しております。

議 長 ○○上がって○○に上限があったと。

酒井委員 それはいつから。

議 長 以前は、自分らが買った時には補助もろうた時には○○が上限やったがよ。加湿機買うた時に。

酒井委員 この4月から。○○になったのは。

議 長 それがちょっと分らんがよ。

事務局 この会が終わるまでに聞いてきます。

議 長 今年なったもんやら、去年からなっちょうもんやら分からんけど。前は100万だったね。確か。

○○委員 どこのハウスやるか。

事務局 追加資料で1枚物の資料で追加させてもらってますが、これ加持ですね、早咲か。加持ですね。ごめんなさい。

○○委員 ○○君のハウスの横やないか。

○○委員 そうか、○○君そこは鉄塔があるぞ。

○○委員 じゃけん、右側にある。

○○委員 これは鉄塔やないもん。

○○委員 四角い、鉄塔みたいのがある、これが鉄塔やないか。

事務局 場所はですね、○○さんと○○さんの農地を借りているとのこと。

西村委員 そうじゃの、鉄塔じゃ、こら。うん。

議 長 真ん中のあたりか。

西村委員 真ん中のよりか、まだ奥の。まあまあ真ん中いえば、真ん中じゃね。

議 長 あの穀屋のあたり、手前か、〇〇の。手前の手前か。

〇〇委員 オレンジのあれがあるやいか左上へ。あれは前が〇〇の倉庫やないろうか。

事務局 この2か所あるうちの南側、〇〇さんにお借りした方へ加温機を2台導入する
とのことです。

議 長 加温機2台ということは、もう古うなって替えるということか。

事務局 替えるということですね。

議 長 更新ということやね。

事務局 一応機種がですがね、一番最後のページをめくってもろうたら、赤印でしちよ
うがになりますんで。〇〇ですね。

<機種について雑談あり>

議 長 何かないですかね。この借入金につきまして。質疑、質問ないですかね。はい、
〇〇さん。

〇〇委員 今、加温機はほとんどネポン。

議 長 だいたいネポンがおおいね。いろいろキハラとかあったけど、今はほとんどネ
ポンやろ。ええし、キハラらは今はないみたいながよ。前はセントウとか、いろ
いろあったけど。だいたい今はネポンが主流やないやろうか。何かないですか
ね。ないようでしたら、この借入金につきまして、承認をうけたいと思います。
この借入計画につきまして、承認されます方、挙手願います。

はい、挙手全員です。

議案第5号につきましては、承認をされました。

議案第6号黒潮町の職員等からの通報等への対応手続に関する要綱の一部を改正

する訓令について、事務局より説明をお願いします。

事務局 すみません、議案第6号と左上に書かれた資料があると思いますが、分かりませんか。議案第6号と書かれた資料です。これが、会長の方から説明があったように、その職員等からの通報等への対応手続きということで、例えばちょっとこう気になる点ですね、例えばながですけど、ひよっとしたら不正じゃないとか、職員の町長部局でこれが定められた要綱ながですけど、ひよっとしたらこれ不正やないかと個人が思ったときに、そうしたものを通報するというたら、内部通報いうかたちになるがですけど、そういったことをするとき、通報者の保護であるとか、この内部通報を制度化して整理しようというものの要綱があります。

例えば通報した方に不利益が生じたりとか、そういったことをしないようにであるとか、その通報の事務の担当者をおくようにとか、そういった制度がまず国のほうであって、黒潮町でもそういったものが定められています。

町長部局でこの要綱が定められているので、この資料の上になが書かれていますように、例えば教育委員会とか、農業委員会、各種の行政委員会においても、こういった要綱を承認、議決しなければいけないようになっています。

この通報に関しましては、これまでも何回か改正があったので、今までいらっしゃった委員さんについてはちょっと見覚えがある方もおるかと思いますが、ちょこちょこ改正があがってくるので、その度、その都度、委員会で議決をしていくということでやっております。

次のページを開いていただいて、今回の改正というのはほんのちょっとしたことながですけど、変わった場所というのがですね、上から新旧対照表でいう3行目に、2行目からかごめんなさい、公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン、カッコ内部の職員等からの通報。現行左側で言うと、平成29年7月31日消費者庁とある分が、右側の改正後になると、令和4年6月1日消費者庁とあります。この要綱に関するガイドラインが、6月1日付で改正されるので、それに伴って、黒潮町の要綱も日付が変わるとい、その改正になります。

このガイドラインというのが、この要綱に対するそのままガイドラインながですけど、変わったものが次のページ、この緑色で書かれた表に改正の概要が書かれているんですけども。中の3番、主な改正の内容というところがあります。読み上げますと、内部通報用ガイドラインでは、従事者の指定や組織の長その他幹部からの独立性確保等、指針において新たに義務付けられた事項を付記する等、指針との整合性を確保するために必要な範囲で修正。外部通報用ガイドラインでは、法改正による改正点、カッコ保護される通報者の範囲と保護要件の拡張を反映とあります。

こういったものが、改正で反映がされたということです。これら6月1日付で改正がされるので、そのガイドラインの日付が今回変わるものということで、委員会

においてもここで議決を得るという内容となります。

議長 分かりましたかね。何か、難しいですけどまあ、国の方針がそういうなっちゃう、いうたら通報者の保護法みたいなもんで、通報者を守るというようなことらしいですけど、前にも以前もでよかったね。新しい人が初めてかもわからんけど、以前もこの保護法のあれがでよかったけど、今度また日付が変わると、そういうことのようにですが、これ承認いるがやろ。国の施策ですんで、我々が反対するというわけにもいきませんので、一応農業委員会として承認を受けたいと思いますが、この件につきまして承認をされます方は挙手願います。

はい、挙手全員です。

農業委員会としましては承認をされました。ええかね。

議案終わりましたんで、記録を止めたい。

(午後 4 時 3 分終了)